

高山市告示第61号

高山市国民健康保険における令和8年度の保険料率、保険料の減額する額及び未就学児の保険料額について、下記のとおり決定したので、高山市国民健康保険条例（昭和56年高山市条例第47号）第13条第3項、第13条の6の6第3項、第13条の11第3項及び第13条の16第3項（第18条第2項から第4項まで及び第6項、第18条の3第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで並びに第18条の5第2項の規定において読み替えて準用される場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年6月22日

高山市長 田 中 明

記

1 令和8年度基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割	5.71%
(2) 被保険者均等割	30,200円
(3) 世帯別平等割	
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	21,000円
イ 特定世帯	10,500円
ウ 特定継続世帯	15,750円

2 令和8年度基礎賦課額の保険料の減額する額

(1) 7割軽減額	被保険者均等割	21,140円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	14,700円
	イ 特定世帯	7,350円
	ウ 特定継続世帯	11,025円
(2) 5割軽減額	被保険者均等割	15,100円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	10,500円
	イ 特定世帯	5,250円
	ウ 特定継続世帯	7,875円
(3) 2割軽減額	被保険者均等割	6,040円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	4,200円
	イ 特定世帯	2,100円
	ウ 特定継続世帯	3,150円

3 令和8年度未就学児の被保険者に係る基礎賦課額の保険料額		
(1)	7割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割	4, 530円
(2)	5割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割	7, 550円
(3)	2割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割	12, 080円
(4)	前3号に掲げる世帯に属さない未就学児に係る被保険者均等割	15, 100円
4 令和8年度後期高齢者支援金等賦課額の保険料率		
(1)	所得割	2.41%
(2)	被保険者均等割	12, 400円
(3)	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	8, 600円
	イ 特定世帯	4, 300円
	ウ 特定継続世帯	6, 450円
5 令和8年度後期高齢者支援金等賦課額の保険料の減額する額		
(1)	7割軽減額	
	被保険者均等割	8, 680円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	6, 020円
	イ 特定世帯	3, 010円
	ウ 特定継続世帯	4, 515円
(2)	5割軽減額	
	被保険者均等割	6, 200円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	4, 300円
	イ 特定世帯	2, 150円
	ウ 特定継続世帯	3, 225円
(3)	2割軽減額	
	被保険者均等割	2, 480円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1, 720円
	イ 特定世帯	860円
	ウ 特定継続世帯	1, 290円
6 令和8年度未就学児の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料額		
(1)	7割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割	1, 860円
(2)	5割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割	3, 100円
(3)	2割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割	4, 960円
(4)	前3号に掲げる世帯に属さない未就学児に係る被保険者均等割	6, 200円

7 令和8年度介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	1. 85%
(2) 被保険者均等割	14, 100円
(3) 世帯別平等割	7, 300円

8 令和8年度介護納付金賦課額の保険料の減額する額

(1) 7割軽減額	被保険者均等割	9, 870円
	世帯別平等割	5, 110円
(2) 5割軽減額	被保険者均等割	7, 050円
	世帯別平等割	3, 650円
(3) 2割軽減額	被保険者均等割	2, 820円
	世帯別平等割	1, 460円

9 令和8年度子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	0. 24%
(2) 被保険者均等割	1, 300円
(3) 18歳以上被保険者均等割	100円
(4) 世帯別平等割	
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	900円
イ 特定世帯	450円
ウ 特定継続世帯	675円

10 令和8年度子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料の減額する額

(1) 7割軽減額	被保険者均等割	910円
	18歳以上被保険者均等割	70円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	630円
	イ 特定世帯	315円
	ウ 特定継続世帯	473円
(2) 5割軽減額	被保険者均等割	650円
	18歳以上被保険者均等割	50円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	450円
	イ 特定世帯	225円
	ウ 特定継続世帯	338円
(3) 2割軽減額	被保険者均等割	260円
	18歳以上被保険者均等割	20円
	世帯別平等割	
	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	180円

イ 特定世帯	90円
ウ 特定継続世帯	135円

- 1.1 令和8年度未就学児の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料額
- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 7割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割 | 195円 |
| (2) 5割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割 | 325円 |
| (3) 2割軽減の世帯に属する未就学児に係る被保険者均等割 | 520円 |
| (4) 前3号に掲げる世帯に属さない未就学児に係る被保険者均等割 | 650円 |
- 1.2 令和8年度18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料額
- | | |
|--|----|
| (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割 | 0円 |
|--|----|